

議案第41号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年4月14日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、法人の市民税均等割の基準の見直し等、二輪車等の税率引き上げの1年延長及び環境への負担が少ない軽自動車を対象とした税率の特例措置を規定するとともに、固定資産税の減額割合を規定するほか、用途変更宅地等に対する固定資産税及び都市計画税について従来からの算定方式である「みなし課税方式」を引き続き採用することから、逗子市市税条例等の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第20号

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

(逗子市市税条例の一部改正)

第 1 条 逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第16号に規定する資本金等の額又は同条第 17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第45条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「法第292条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この節において同じ。」に、「この表」を「この表及び次項」に、「令第48条」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第48条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項及び第13条の 2 の規定の適用については、同項及び同条中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第13条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が 5 億円未満又は 5 億円以上 10 億円未満であるかの判定は、法第321条の 8 第 1 項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第 4 項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額とする。

附則第26項本文中「法附則第15条」を「法附則第15条及び第15条の8」に改め、同項第5号中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項第6号中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第40項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則に次の4項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

27 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第27項の3において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

27の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

27の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項

の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(平成27年度から平成29年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置の適用)

28 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しない。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 逗子市市税条例の一部を改正する条例(平成26年逗子市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条の2の改正規定中「、同条第2項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同法第88条の規定が適用される場合に限る。)」を「(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。))」に改め」を削る。

附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則第27項の3中「法附則第30条第3項第1号」を「法附則第30条第5項第1号」に改め、同項を第27項の4とする。

附則第27項の2中「法附則第30条第2項第1号」を「法附則第30条第4項第1号」に改め、同項を第27項の3とする。

附則第27項中「法附則第30条第1項第1号」を「法附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第

27項の3において「初回車両番号指定」という。)を「初回車両番号指定」に改め、同項を第27項の2とし、同項の前に次の1項を加える。

27 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第27項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第26条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）及び同号イの改正規定（「1,600円」を「2,400円」に改める部分及び「4,700円」を「5,900円」に改める部分を除く。）並びに附則第4項及び第7項（改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）附則第27項から第27項の4までに係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(3) 第26条第1号、第2号（「2,400円」を「3,600円」に改める部分、「1,600円」を「2,400円」に改める部分及び「4,700円」を「5,900円」に改める部分に限る。）及び第3号の改正規定並びに附則第27項から第27項の4までの改正規定並びに附則第4項の2、第5項、第6項及び第7項（新条例附則第27項から第27項の4までに係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

附則第4項中「新条例第26条」を「新条例第26条第2号ア（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）及び同号イ（「1,600円」を「2,400円」に改める部分及び「4,700円」を「5,900円」に改める部分を除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4の2 新条例第26条第1号、第2号（「2,400円」を「3,600円」に改める部分、「1,600円」を「2,400円」に改める部分及び「4,700円」を「5,900円」に改める部分に限る。）

及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5項中「新条例附則第27項」を「新条例附則第27項から第27項の4まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条（附則に1項を加える改正規定を改める部分を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第26項第7号の規定は、平成27年4月1日以後に新築されるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。